岩手県告示第 364 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 20 年 4 月 25 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 道路の種類 県道
 - (2) 路線名 一関北上線
 - (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
奥州市水沢区黒石町字鵜ノ木85番1地先から羽田町字窪3番地		A m	m
先まで	新	23.5~8.4	391.3
		В	
	39.0~11.0	377.5	
	旧	A	
		23. 5~8. 4	391.3

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部
 - イ 期間 平成20年4月25日から同年5月25日まで
- 2(1) 道路の種類 県道
 - (2) 路線名 花巻北上線
 - (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
北上市黒岩 18 地割 49 番 1 地先から 27 地割 142 番地先まで	新	m	m
		21.0~7.5	1, 413. 0
	旧	9.3~5.0	1, 413. 0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア場所県南広域振興局北上総合支局土木部
 - イ 期間 平成20年4月25日から同年5月25日まで